

質問・質疑時間等の各市の状況について

令和3年8月調査時点

市名	本会議			委員会	
	【代表質問】	【一般質問】	【議案質疑】	【常任委員会】	【特別委員会】
1 札幌市	<ul style="list-style-type: none"> 年間持ち時間の範囲内で、慣例として1回60分以内（答弁含まない） ※年間の持ち時間 会派：90分+会派議員人数×10分 会派に属さない議員（1人会派）：年1回、15分 一括方式 原則、定例会ごとに各会派1名実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会において、一般質問と議案質疑を併せて行う上記の代表質問を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会において、一般質問と議案質疑を併せて行う上記の代表質問を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式
2 旭川市	<ul style="list-style-type: none"> 40分以内（答弁含まない） 発言回数は1回 第1回定例会及び市長改選時の所信表明の説明に対して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 25分以内（答弁含まない）。ただし、一問一答方式の場合は、発言時間を確保した上で、答弁を含めておおむね60分を目安とする。 一問一答方式か一括方式の選択制 第1回定例会を除く定例会で実施 議案に対する質疑を行わない 	<ul style="list-style-type: none"> 25分以内（答弁含まない）。ただし、一問一答方式の場合は、発言時間を確保した上で、答弁を含めておおむね60分を目安とする。 一問一答方式か一括方式の選択制 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 方式についての定めはないが、一問一答方式を用いている。 <p>※常任委員会では議案の審査は行っていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員会における総括質疑は、1会派等30分（答弁含まない）。 分科会における質疑は、総質疑時間を質疑希望者数で割り、1人当たりの目安時間（答弁含む）を算出。 方式についての定めはないが、一問一答方式を用いている。
3 函館市	<ul style="list-style-type: none"> 会派所属議員数により90分～120分（答弁含む） 一括方式（再質問以降は大綱の項目ごとに質問できる） 2月定例会または市長選挙後最初の定例会に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の持時間60分と会派の持時間（会派所属議員数に20分を乗じて得た時間）を足して、定例会毎に質疑と一般質問をあわせて100分以内（答弁含む） 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の持時間60分と会派の持時間（会派所属議員数に20分を乗じて得た時間）を足して、定例会毎に質疑と一般質問をあわせて100分以内（答弁含む） 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 60分程度を目処とする 一問一答方式
4 釧路市	<ul style="list-style-type: none"> 会派割当制。会派構成人数が6人以上の会派は90分、5人以下は70分（答弁含まない） 一括方式（1人3回まで） 当初予算議会（2月定例会） 	<ul style="list-style-type: none"> 1人30分（答弁を除く） 一問一答方式（制限なし）か一括方式（1人3回まで）の選択及び併用 各定例会 	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問と並行して行う 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式
5 帯広市	<ul style="list-style-type: none"> 90分以内（答弁含む） 一括方式 3月定例会及び市長選挙後最初の定例会に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 60分以内（答弁含む） 一括方式か一問一答方式の選択制 全定例会で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 議案は原則委員会付託している。 基本的には、委員会付託前に、一般質問と併せて大枠的な議案質疑を行っており、その場合の時間制限等は、左記参照 一般質問と併せて議案質疑を実施しない場合は、時間制限なし、発言は3回まで、一括方式のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式か一括方式の選択制 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式か一括方式の選択制
6 江別市	なし	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを選択 総括質問総括答弁方式は1回目の質問時間は30分以内とし、2回目以降は前回を超えないものとする（3回まで） 一問一答方式は答弁時間を除き45分以内とする 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 回数制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 回数制限なし
7 北見市	<ul style="list-style-type: none"> 会派割当時間（各会派人数×20分）の半分以内（答弁含まない） 一括方式 各定例会ごとに実施 	<ul style="list-style-type: none"> 会派割当時間の範囲（各会派人数×20分、答弁含まない） ※一般質問時間＝割当時間－代表質問時間 一括方式 各定例会ごとに実施 	<ul style="list-style-type: none"> 1人30分（答弁を含めない） 一括方式 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式

質問・質疑時間等の各市の状況について

令和3年8月調査時点

市名	本会議			委員会	
	【代表質問】	【一般質問】	【議案質疑】	【常任委員会】	【特別委員会】
8 小樽市	<ul style="list-style-type: none"> 一項目一答制（質問項目を単位として実施） 1会派40分程度（答弁含まない） 毎定例会実施 <p>※本市の会派代表質問は質疑及び一般質問です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一括方式 会派人数×5分。無所属議員及び非交渉団体の会派は年間20分×会派の人数（無所属議員なら1人）で質疑も可（答弁含まない） 毎定例会実施 	代表質問欄の※を参照	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答制 1会派20分程度。無所属議員は10分程度（いずれも答弁は含まない） 	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答制 1会派20分程度。非交渉団体の会派は10分程度（答弁は含まない）
9 千歳市	<ul style="list-style-type: none"> 一括 会派所属議員数に応じて大きくくりで配分する方法（無所属は20分～30分、会派の所属議員数が2人～4人は60分、5人～9人は90分、10人以上は120分）を基本とする（答弁含まない） 	<ul style="list-style-type: none"> 一括（再質以降は一問一答） 各会派の基本時間（会派の所属議員数が2人～9人は40分、10人以上は70分）に、当該会派に所属する議員1人につき10分を乗じたものを加えた時間以内とする。（答弁含まない） なお、会派に所属しない諸派及び無所属の議員は、30分以内とする 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 回数制限（原則3回まで） 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 一問一答方式 	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答 所属議員数1名につき1時間を乗じた時間以内とするが、各委員会における配分（答弁を含めた時間）は、その都度、理事会において協議、決定する。（予算・決算） 会派等の質疑の時間配分（答弁を含まない時間）は、その都度、理事会において協議、決定する。（補正）
10 室蘭市	<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内（答弁含まない） 一括方式 1定及び改選期の2定に実施 質問回数は3回まで 	<ul style="list-style-type: none"> 遞減方式による会派持ち時間制 ※詳細別紙 一括方式と一問一答方式との選択制 全定例会で実施 質問回数は、一括は3回まで、一問一答は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 20分以内（答弁含まない） 一括方式と一問一答方式との選択制 質問回数は、一括は3回まで、一問一答は制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし 質問方法の取り決めなし 	<ul style="list-style-type: none"> 一般・特別会計予算（決算）は45分（答弁含む） 予算審査は60分（答弁含む） 一括方式と一問一答方式との選択制
11 恵庭市	なし	<ul style="list-style-type: none"> 会派持ち時間制で、各会派に1時間30分を均等配分し、所属議員1人当たり20分を加えた時間（答弁含む）。 会派所属議員1人の質問時間は最大1時間30分までとし、諸派議員については50分までとする。 1回目の質問は壇上で、一括質問方式で行うが、2回目以降は議員の選択により一問一答方式もできる（方式は通告書に明記）。 各定例会で実施（年4回） 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限はないが、同一議員につき同一議題について3回を超えて質疑することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限はないが、同一委員につき同一議題について3回を超えて質疑することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算・決算の個別質疑において時間制限はないが、同一委員につき同一議題について3回を超えて質疑することはできない。 予算の代表質問は、2時間を限度とし、決算の代表質疑には、1時間40分を限度とする（いずれも答弁含む）。 1回目の質問は壇上で、一括質問方式で行うが、2回目以降は委員の選択により一問一答方式もできる（方式は通告書に明記）。 なお、その他の特別委員会については、常任委員会と同じ取扱い。
12 登別市	なし	<ul style="list-style-type: none"> 会議規則で定めている質問時間は45分以内（答弁含まない）。 令和2年第2回定例会以降は、新型コロナウイルス感染予防のため、毎定例会ごとに議会運営委員会において協議し、決定している。令和3年第2回定例会では25分（答弁含まない）。 一問一答方式。 毎定例会で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間制限なし。 一問一答方式。 同一議題につき質疑は3回まで。ただし、委員会付託を省略した案件等、必要なときは、議長の許可を得、4回以上質疑することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)予算・決算委員会以外の常任委員会 時間制限なし 一問一答方式 (2)予算・決算委員会 質問は1事業につき10分以内 回数制限なし 事前通告制を採用。審査初日の3日前の正午を通告期限としている。 総括質疑の前日の正午までに、委員長に対し総括質疑の通告を行う。 総括質疑は構成人数の多い会派の順に行う。（同数の場合は通告順） 総括質疑の会派の持ち時間は、会派の所属人員に5分を乗じた時間。 	